

# 樹氷復活県民会議の取組みについて



県民の宝である「樹氷」の  
景観を復活させるために。

令和6年度「樹氷復活県民会議」  
令和7年3月14日

## これまでの経緯

- ・令和4年8月に本県で開催された第6回「山の日」全国大会において、山形県知事が県民会議の設立を宣言
- ・令和5年3月13日「樹氷復活県民会議」設立
- ・令和5年7月「樹氷復活・育成応援基金」創設
- ・令和5年12月「樹氷復活サポーター制度」開始
- ・令和6年2月5日「樹氷復活県民会議」開催

## 今年度の取り組み

### ◎オオシラビソの植生の復元の支援

- ・県圃場での播種・育苗
- ・次世代を担う子供たちによる稚樹移植体験の実施
- ・樹氷復活サポーターとの協働による移植試験地の整備（笹狩り）

### ◎環境課題に取り組む機運の醸成

- ・次世代を担う子供たちへのオオシラビソの生態等を学ぶ環境体験学習の実施
- ・樹氷復活サポーター制度による機運の醸成
- ・県民への普及啓発・県内外への情報の発信



令和5年度「樹氷復活県民会議」の様子

# 1 県圃場での播種・育苗

播種日：令和6年6月7日（金）

場 所：蔵王温泉ユートピアゲレンデ 県圃場（標高1,400m付近）

参加者：技術検討ワーキングチーム及び情報発信・次世代継承ワーキングチームメンバー  
22名

概 要：・オオシラビソの種は、山形森林管理署が蔵王で採取して県森林研究研修センターに冷凍保存しているものを使用  
・播いた種が野ネズミに食べられないようするために区画の側面と上面に金網を設置（縦40cm, 横60cm, 高さ30cm）  
・今年度は8区画を設置し、1区画につき300粒、合計2,400粒の播種を実施（5年度は8区画に800粒）



## 2 県圃場に播種したオオシラビソの成長①

◎令和6年6月7日に播いた種は、約1か月で芽を出し、順調に成長



(令和6年7月12日時点)

稚樹の数  
発芽率  
637本  
約27%



(令和6年10月11日時点)

稚樹の生存数  
生存率  
569本  
約24%

## 県圃場に播種したオオシラビソの成長②

◎令和5年生の稚樹は、厳しい蔵王の冬を越して成長を続いている



(令和6年7月12日時点)

稚樹の生存数  
生 存 率

201本  
約25%



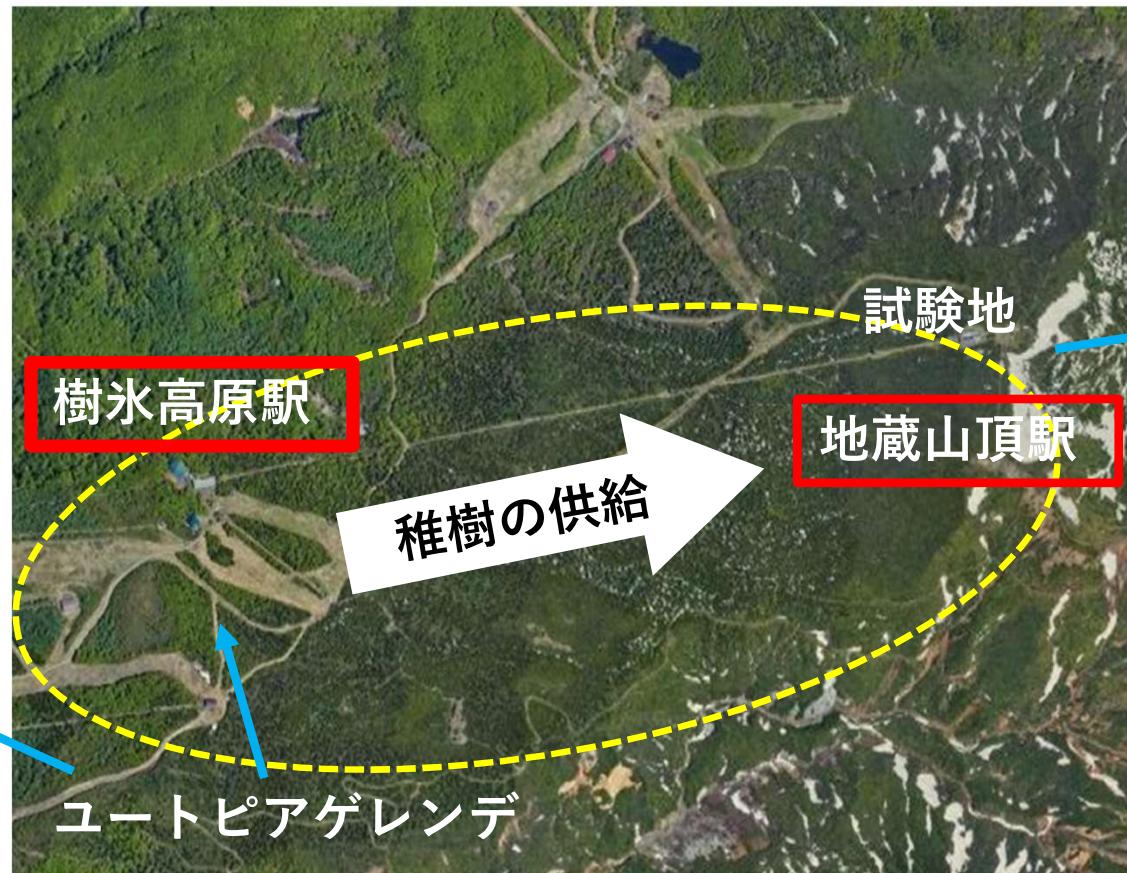
(令和6年10月11日時点)

稚樹の生存数  
生 存 率

188本  
約24%

### 3 オオシラビソ林再生のための自生稚樹の移植

- 山頂付近では自生する稚樹がほとんど確認できないことから、今後自然の力のみによる再生は期待できない。
- ユートピアゲレンデ付近のオオシラビソ林には稚樹が自生していることから、移植に適した稚樹の確保が可能。



## 4 樹氷復活サポーター（市村工務店）による移植試験地の整備

実施日：令和6年6月26日（水）

場 所：地蔵岳山頂付近（標高1,600m付近）

参加者：市村工務店 社会貢献委員会 12名

概 要：・山頂を覆っているチシマザサ（高さ1m）を刈り取り、ケガをしないように地面に  
突き出ている茎を手で刈り取る  
・草刈り機2台と電動チェーンソー1台を持参  
・剪定バサミで1本1本根元まで刈り取る



草刈り機で生い茂る笹を刈る



剪定バサミで根元から刈り取る



作業を終えた参加者

## 5 次世代を担う子供たちによる稚樹の移植

実施日：令和6年7月12日（金）

参加者：県立村山産業高校 生徒16名



22本の稚樹を移植

実施日：令和6年9月6日（金）

参加者：山形市立蔵王第二小学校、同第三小学校、同第二中学校、同山寺中学校、  
県立村山産業高校 児童・生徒 83名



## 6 樹氷復活サポーター企業・団体による稚樹の移植

実施日：令和6年8月9日（金）

参加者：樹氷復活サポーター企業・団体（親子参加） 23名

概要：樹氷復活サポーター企業・団体を対象に参加者を募集（募集期間6/24～7/8）

7企業・団体が参加



稚樹の掘り取りの様子

20本の稚樹を移植



試験地への移植の様子

## 7 次世代を担う子どもたちへの継承機会の確保【新規】 オオシラビソの生態等を学ぶ環境体験学習

- ・坊平高原のオオシラビソ群生地内に枯死した樹木が点在している
- ・枯死したオオシラビソの根本付近に稚樹が自生していることから、稚樹の周りの笹を刈払い、稚樹の成長を助ける環境体験学習事業を実施



オオシラビソ枯死の様子



自生する稚樹

# 蔵王坊平地域でのオオシラビソの保護活動

実施日：令和6年9月4日（水）

参加者：上山市立中川小学校 5年生 12名

概 要：・蔵王坊平地区内の施設内でオオシラビソの現状説明  
・登山道に沿って自然観察・自生する稚樹の保護活動（笹刈り）  
・校内の発表会で全校生へ樹氷に関する学習内容を発表



自生する稚樹を探す



笹刈りの様子  
稚樹の周り半径1mの笹を  
剪定バサミで刈る

# 環境課題に取り組む機運の醸成

## ◎ 樹氷復活・育成応援基金への寄付受け入れ

企業団体等の自発的な募金活動などにより寄せられた寄附金を基金に積み立て次の事業に活用する。

- ① オオシラビソ林の育成に係る活動への支援
- ② 再生活動を支える機運の醸成

寄付実績：2, 607, 545円（令和7年3月14日時点）

※山形県ふるさと納税「樹氷復活・育成応援事業」（個人・企業）からの寄付も可能

## ◎ 樹氷復活県民会議特設ホームページでの情報発信

移植活動等の様子を隨時掲載するほか、  
樹氷復活サポーター登録や寄付手続きを案内



ロゴマーク

## ◎ 樹氷復活サポーター制度の運用

オオシラビソ林の再生・樹氷復活のための活動に自ら取組み、または取組みを支援する企業・団体を登録

登録数：30（令和7年2月末時点）

# 全国山の日協議会との連携した情報発信

## 「2024年度山の日協議会ホームページ投稿の部」優秀賞 受賞

令和6年度の樹氷復活県民会議の現地活動などについて、公益社団法人全国山の日協議会との連携により協議会ホームページへ掲載し、広くオオシラビソの現状や再生活動の周知を図っている。

### 感謝状

やまがた百名山／  
樹氷復活県民会議事務局殿

2024年度山の日協議会ホームページ  
投稿の部 優秀賞

『山形蔵王の樹氷再生に向けて』

樹氷再生に向けての投稿は  
とても素晴らしかった イイね等  
SNSを通して多くの支持をいただきました  
全国山の日協議会を代表し ここに感謝の意を表します

2025年2月吉日



# 樹氷復活サポーターの独自の取組み

◎蔵王温泉観光協会

## 「樹氷」クラフトワークショップ

高さ20cmの発泡スチロールを手やスプーンで削って「樹氷」のレプリカを作る。



山形市立蔵王第三小学校・蔵王第二中学校の様子

# 令和7年度「樹氷復活県民会議」の取組みについて

## 1 活動方針について

- ◎ 引き続き播種・移植等の活動に、樹氷復活サポーターや教育機関と協働して取り組むことで、次世代を担う子どもたちへの継承の機会を確保し、自ら環境問題に取り組む機運の醸成を図る。
- ◎ 自然再生協議会を設置し、中長期的なオオシラビソ林の再生計画づくりに取り組む。

林野庁東北森林管理局  
(山形森林管理署)

- ・蔵王地域におけるオオシラビソ枯損に係る調査研究

樹氷復活県民会議

- ・林野庁東北森林管理局（山形森林管理署）による取組みへの支援
- ・環境課題に取り組む機運の醸成
- ・自然再生協議会を設置

各構成団体  
樹氷復活サポーター

- ・オオシラビソ林の植生の再生活動への参加
- ・樹氷復活のための募金活動の実施
- ・樹氷復活に係る情報発信

## 2 活動内容について

### オオシラビソの植生の復元の支援

- ◎県圃場への2,400粒の播種及び育苗 (6月)
- ◎自生稚樹移植 (目標100本) (6~9月)
- ◎オオシラビソの種子採取 (9月) と保存
- ◎次世代を担う子どもたち及び樹氷復活サポーターによる稚樹移植体験の実施
- ◎民間との協働による樹氷復活のための笹刈りの実施

### 環境課題に取り組む機運の醸成

- ◆県民への普及啓発、県内外への情報の発信
- ◆樹氷復活サポーター制度による機運の醸成
- ◆次世代を担う子どもたちへの継承機会の確保
  - ・オオシラビソの生態等を学ぶ環境体験学習の実施

### 自然再生協議会による自然再生計画の検討



<山形県「やまがた百名山」Instagramフォトコンテスト2024冬 応募作品より>



息の長い取組みとなりますので、  
皆様のご協力をお願いいたします。

Takehito Tanikawa

# 林野庁東北森林管理局の取組みについて

## I 被害状況のモニタリング

資料 2

### 1. ロープウェイからの定点観測



撮影 令和5年7月21日



撮影 令和6年8月6日

- ロープエイからの定点観測ではオオシラビソの枯損被害の拡大は確認されていない。

# I 被害状況のモニタリング

## 2. トウヒツヅリヒメハマキの食害痕調査

- オオシラビソの大規模な枯損被害の原因となつたトウヒツヅリヒメハマキの食害痕調査を継続中。
- 葉の部分的な食害は見られるものの、立木全体の枯損に至るような被害は確認されていない。



樹氷原コース看板66付近 撮影：令和3年10月5日



(同上) 枝の部分を拡大 点状の変色部分が食害痕  
撮影：(令和3年10月5日)



左と同一地点 食害痕が見当たらない  
撮影：令和6年10月25日

# I 被害状況のモニタリング

## 3. トドマツノキイムシ被害調査

- トウヒツヅリヒメハマキにより弱ったオオシラビソに、平成28年頃からトドマツノキイムシ（以下「キイムシ」）が穿入し枯死に至った。
- 被害の拡大の有無を把握するために、枯損状況やヤニ分泌量、穿入孔の有無と孔数等の調査を行っている。
- キイムシの被害が拡大していると考えられる状況は確認されていない。



樹幹からのヤニの漏出 撮影：令和6年9月17日



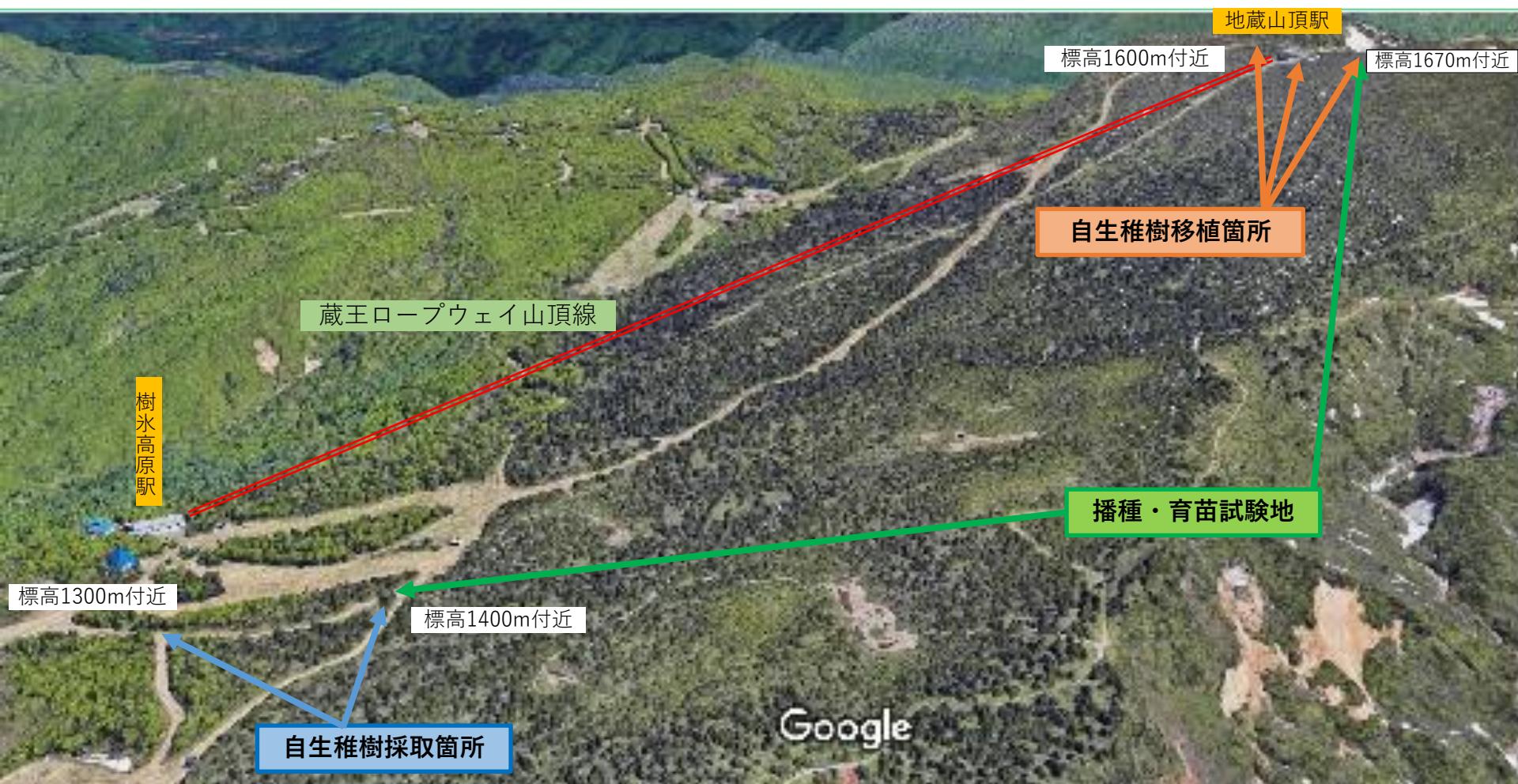
トドマツノキイムシ穿入孔 撮影：平成28年6月30日



村山産業高校生徒による調査の状況 撮影：令和6年8月8日 3

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 主な取組箇所の位置図



© Google

# Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

## 1. 自生稚樹の移植試験



村山産業高校による稚樹移植

【樹氷復活県民会議】（令和6年7月12日）



稚樹移植【樹氷復活県民会議】

（令和6年8月9日）



山形市内小中学校による稚樹移植

【樹氷復活県民会議】（令和6年9月6日）



「山形新聞山形放送みどりの学び」による  
稚樹移植（令和6年9月28日）



山形西ロータリークラブによる  
移植後の稚樹（令和6年6月15日）



山形市内小中学校による移植後の稚樹  
（令和6年9月6日）

令和6年度の移植本数：86本

令和元年度からの累計：277本

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 1. 自生稚樹の移植試験

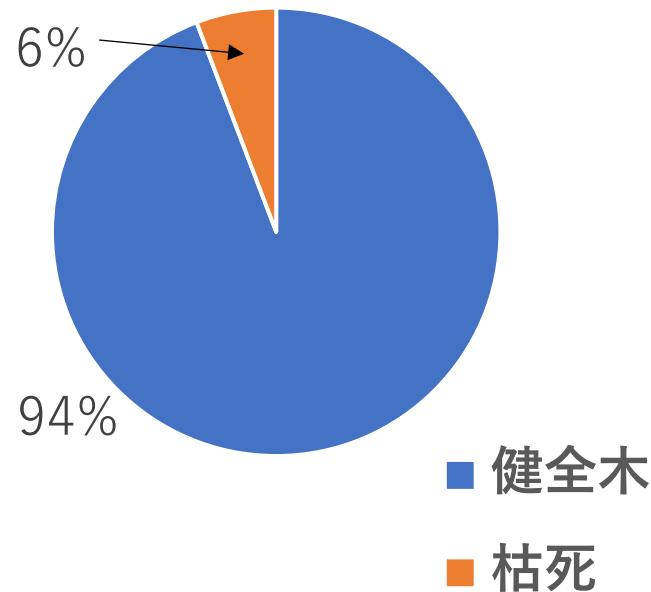


図 1 移植稚樹の枯死率

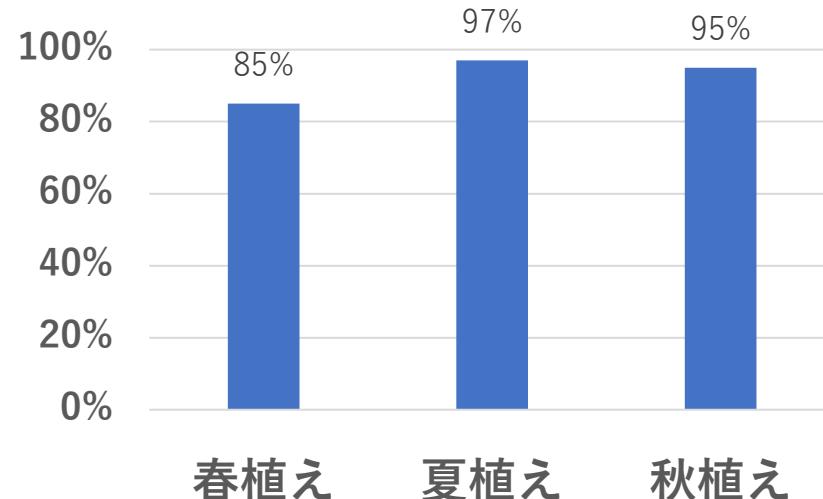


図 2 移植稚樹の生存率

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 1. 自生稚樹の移植試験

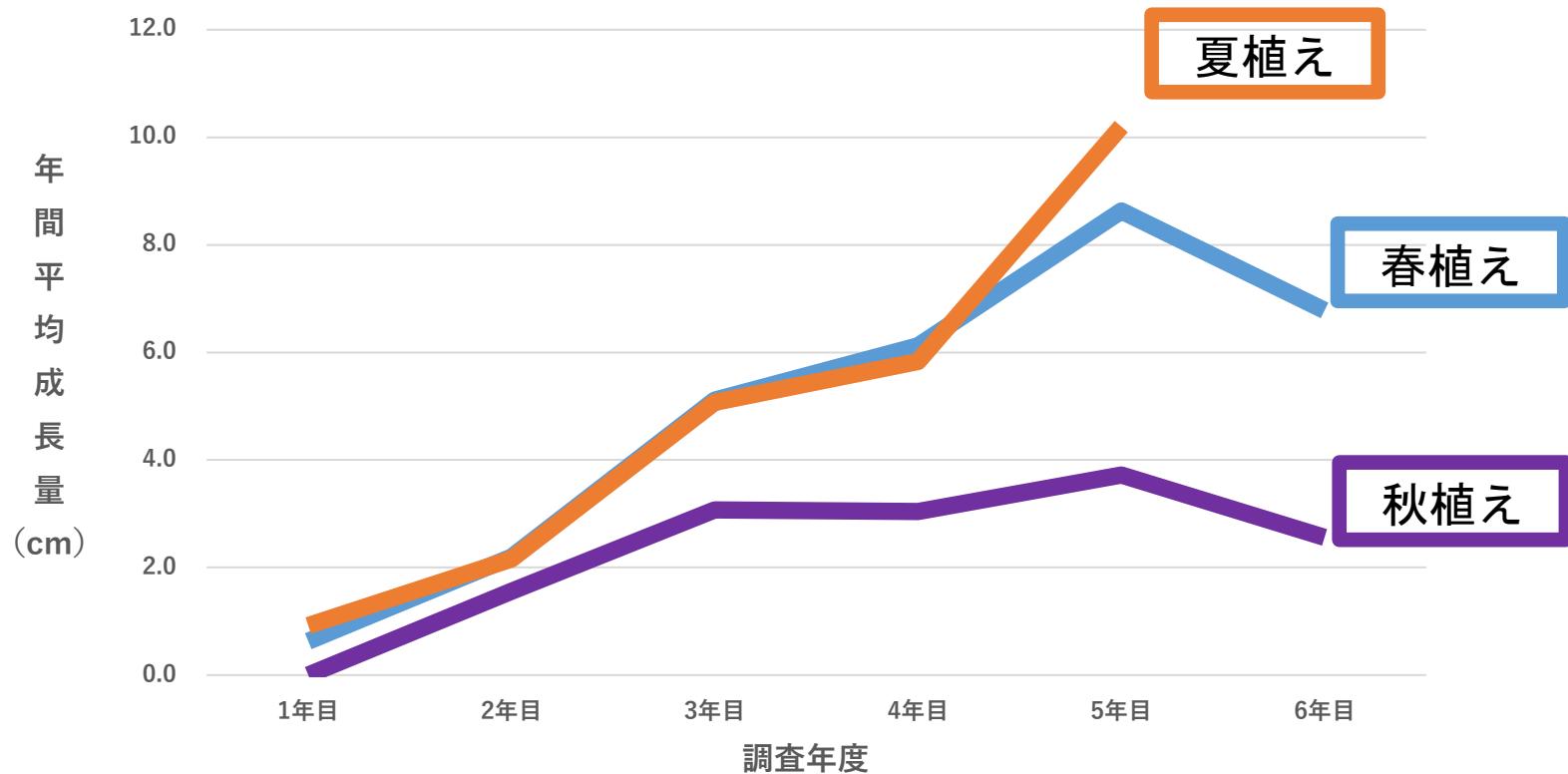


図3 移植時期別平均成長量の経年変化

- ・春～夏植えの成長量 > 秋植えの成長量

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 2. 播種試験

- 平成29年度より毎年度、播種試験を実施。
- 生存率は播種年度により大きなばらつき。
- 令和6年度播種個体については、発芽率は約25%。



播種試験 撮影：令和6年5月30日



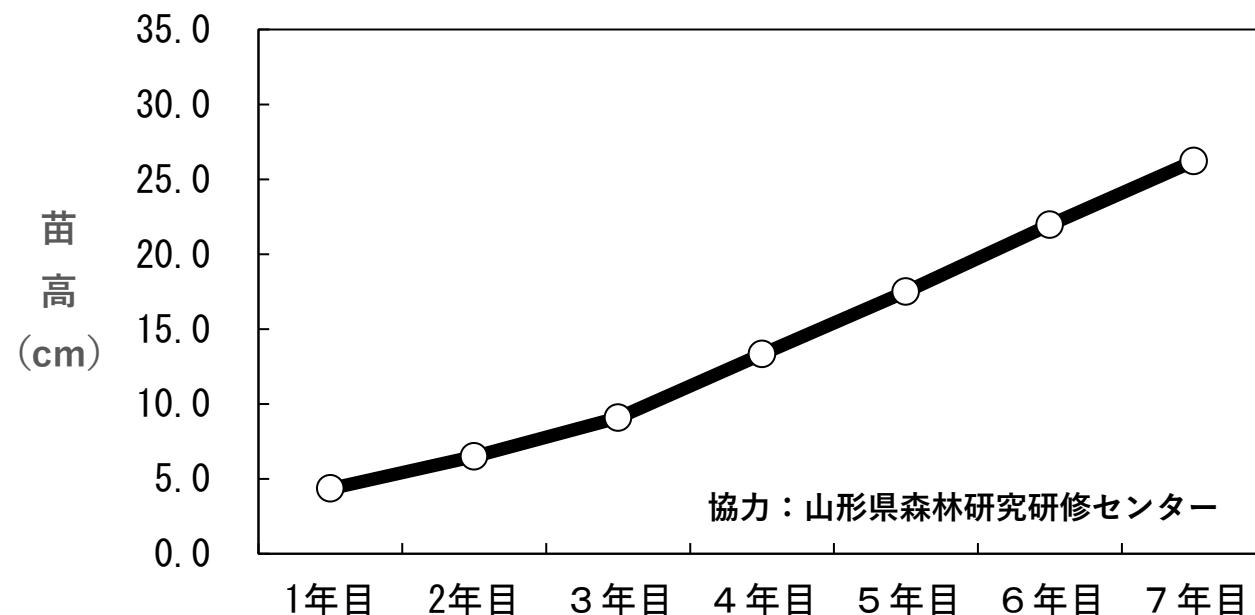
播種試験 撮影：令和6年5月30日



発芽の状況 撮影：令和6年8月6日

## II オオシラビソ林再生への主な取組

### 2. 播種試験



播種 6 年後の様子 (H30年度播種個体)

図 4 H30年度播種個体の平均苗高の経年変化

- おおむね 6 年程度で移植可能な樹高に  
→ 今後、激害地 (標高1670m付近) へ  
移植し経過観察

## II オオシラビソ林再生への主な取組

### 3 ササの刈払いによる自生稚樹の成長促進効果の検討（調査位置図）



刈払い区



対照区（未刈払い区）

© Google

## II オオシラビソ林再生への主な取組

### 3. ササの刈払いによる自生稚樹の成長促進効果の検討(刈払い区)

- 自生稚樹の生育を促進する手法として、稚樹の周囲のササの刈払いの効果を検討するため、平成29年度より実施。
- 刈払い区と対照区（未刈払い区）を設定し、オオシラビソ稚樹の成長量を計測。



調査プロット② 成長量の調査 撮影：令和6年10月25日



調査プロット① 刈払い前 撮影：平成29年10月17日



調査プロット① 刈払い後 撮影：平成29年10月17日

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 3. ササの刈払いによる自生稚樹の成長促進効果の検討（対照区）



調査プロット③ 成長量の調査  
撮影: 令和5年10月16日



調査プロット⑥ 調査地の状況  
撮影: 令和5年10月20日

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 3. ササの刈払いによる自生稚樹の成長促進効果の検討

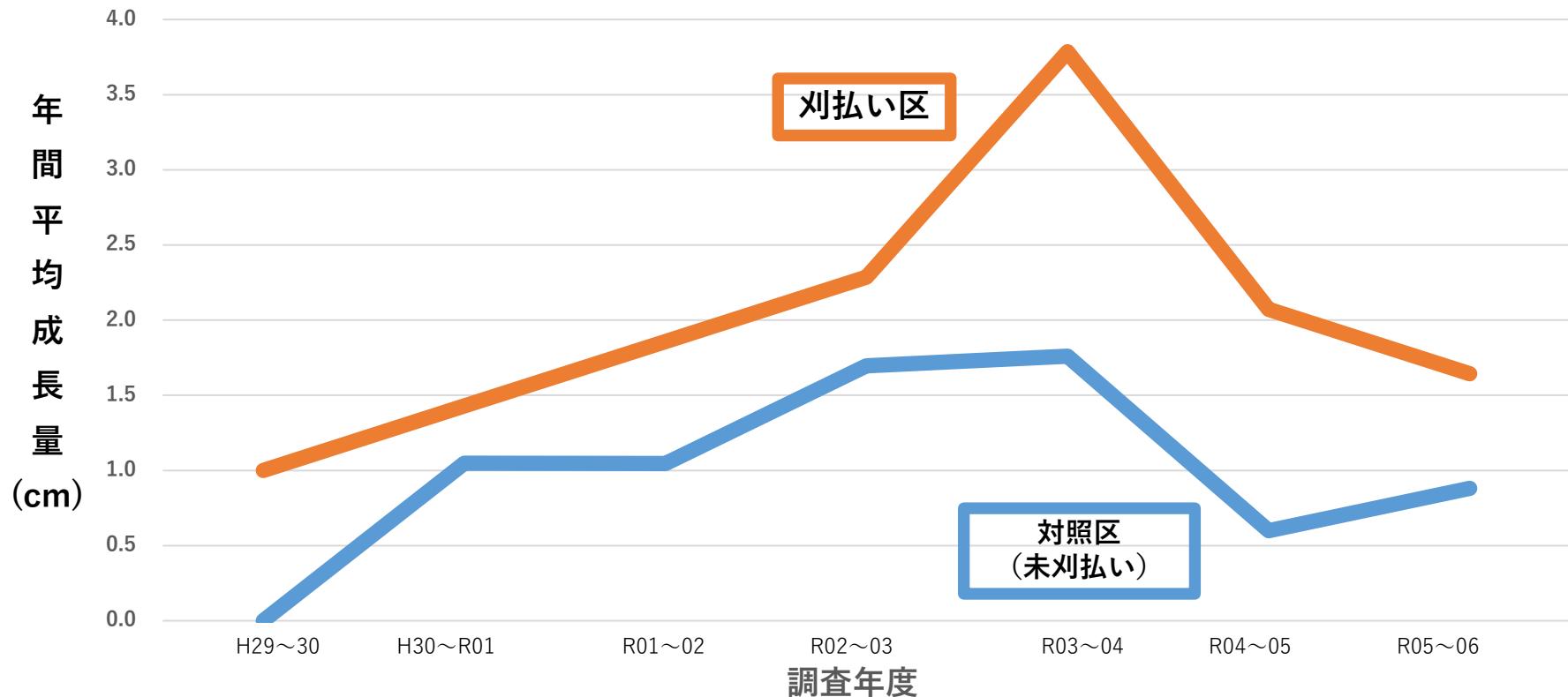


図5 オオシラビソ自生稚樹平均成長量の経年変化

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 4. 山形西ロータリークラブの協力（坪刈移植試験）

- 自生稚樹を移植するにあたり、区域全体のササ刈り払いを実施。
- しかしササは稚樹を被圧する一方、強風等の厳しい気象状況から稚樹を保護する役割も？
- 稚樹周囲の直径1m程度の坪刈にとどめて移植する取組を令和5年度より開始。



ササ藪内で移植地点を検討 撮影：令和5年10月17日



ササを坪刈して移植 撮影：令和5年10月17日



移植後の稚樹の状況 撮影：令和5年10月30日

## Ⅱ オオシラビソ林再生への主な取組

### 4. 山形西ロータリークラブの協力（高地での播種試験）

- 令和6年度より気象条件の厳しい高地での播種試験を開始。
- 標高1670m地点に試験地を設置し、20区画に計3110粒を播種した。
- 令和6年8月23日現在
  - ・発芽数：511本
  - ・発芽率： 16%



播種試験地造成のためササを刈り払う  
(令和5年10月30日)



ササの根茎を除去し土壤を露出させる  
(令和6年5月30日)



播種の様子  
(令和6年6月15日)



小動物の食害防止のため枠の上部を金網で被覆  
(令和6年6月15日)



金網と枠撤去後の発芽の状況  
(令和6年10月29日)

### Ⅲ 蔵王地域におけるオオシラビソの枯損に係る検討会

- 蔵王地域のオオシラビソ林の枯損状況を把握・分析し、今後の対応等を検討するため、東北森林管理局が毎年開催。
- 今年度は12月3日に仙台市で開催。山形蔵王のオオシラビソ林約103haのドローンによるオルソ画像分析結果等により、虫害等による被害は終息しつつあること等が報告。



令和5年度（令和5年11月29日）山形市



令和6年度（令和6年12月3日）仙台市

# 「樹氷復活県民会議」自然再生協議会の概要（案）

資料3-1

## ～蔵王国定公園内のオオシラビソ林再生と樹氷復活～

### ○令和6年度までの活動

- ・東北森林管理局が行うオオシラビソ林再生に向けた取組みへの支援
- ・環境課題に取り組む機運の醸成
- ・**樹氷復活・育成応援基金**を設置し寄付金を再生活動に充当

### ○令和7年度からの活動

- ・令和6年度までの活動を継続
- ・**自然再生協議会を設置し自然再生事業に向けた検討を開始**

### 令和9年度からの活動目標：関係機関と連携しオオシラビソ林の自然再生事業を展開していく

（令和7～8年度：これまでの知見を活かし自然再生事業の内容を検討する準備期間）

<自然再生推進法>

#### 令和9年度から自然再生事業を実施するために

自然再生協議会を組織し「自然再生全体構想」及び「自然再生事業実施計画」を策定

⇒自然再生事業を実施し、全体構想に掲げる再生目標の達成に取り組む

<自然公園法>

蔵王国定公園内の自然再生事業実施に必要な「公園計画」の変更

⇒自然環境整備交付金事業の対象

林野庁東北森林管理局

#### 蔵王地域における オオシラビソ枯損に係る検討会

- ・検討会には有識者、森林総合研究所東北支所、関係行政機関、地元関係者が参加

助言

### 自然再生協議会＝樹氷復活県民会議

- 樹氷復活県民会議が自然再生協議会の機能を兼ねる内容に設置要綱を改正する。
- 樹氷復活県民会議設置要綱第10条（ワーキンググループ）に自然再生協議会ワーキングチーム（自然再生協議会検討部会）を置く。  
【自然再生協議会WT構成メンバー】  
・専門家（有識者）  
・地域住民  
・関係地方公共団体  
・関係行政機関  
など
- 山形県が自然再生事業実施者となり協議会構成団体と協力して自然再生事業を実施していく。

#### 令和6年度

- ・樹氷復活県民会議が自然再生協議会となることを決定
- ・樹氷復活県民会議設置要綱を改正し自然再生協議会WTを設置
- ・WTメンバーの選定・就任の打診

#### 令和7年度

- ・WT設立会議
- ・自然再生全体構想作成に向けた調査事業委託
- ・WTによる議論（事業の骨子）
- ・樹氷復活県民会議が骨子（案）を承認

#### 令和8年度

- ・WTによる議論  
自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の（案）を作成
- ・樹氷復活県民会議が自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画を策定

#### 令和9年度以降

- ・自然再生事業の実施
- ・自然再生事業の評価検証

#### 公園計画

令和7年度：公園計画変更の準備

令和8年度：公園計画変更を環境省に申出  
(審議会の決定)  
自然環境整備交付金申請

令和9年度以降：  
植生再生事業の実施

自然再生事業を活用し、計画的にオオシラビソ林の再生を進めていく

## 「樹氷復活県民会議」設置要綱（改正案）

### （設置の目的）

**第1条** 蔵王の樹氷は、非常に特異な自然現象であり、世界的にも希少で貴重な自然景観であるとともに、本県の冬のシンボルとして、海外でも広く知られる重要な観光資源となっている。

その景観を将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、東北森林管理局が行うオオシラビソ林再生に向けた取組みへの支援に加え、県民が自然環境の大切さを考え、自らその保全に貢献するとともに、行政機関・企業・団体の協力を促し、持続可能な社会の実現に向けた機運の醸成を図ることで、蔵王連峰の特徴的な植生であるオオシラビソ林を再生し、ひいては県民の宝である樹氷の景観を復活させることを目的として、「樹氷復活県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。

### （自然再生協議会）

**第2条** 県民会議は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条第1項に規定する自然再生協議会とし、同法第8条第2項の規定により次の事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成・改定
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る調整
- (4) その他必要な事項

### （対象区域）

**第3条** 自然再生の対象区域は蔵王国定公園とする。

### （事業）

**第4条** 県民会議は、**第1条**の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 蔵王国定公園特別保護地区における植生の復元の支援に関すること。
- (2) オオシラビソ林の保全と再生に向けた調査研究への協力に関すること。
- (3) オオシラビソ林の保全と再生に向けた林野庁東北森林管理局との連携強化に関すること。
- (4) 県民への普及啓発、県（国）内外への情報の発信（環境・観光）に関すること。
- (5) SDGsに向けた取組みとして企業・団体・個人サポーターの参画呼びかけに関すること。
- (6) 次世代（子どもたち）への継承機会の確保に関すること。
- (7) 自然再生事業実施者の支援に関すること。
- (8) その他、この会議の目的遂行のため必要なことに関すること

### (組織)

**第5条** 県民会議は、設立の趣旨に賛同する別表に掲げる有識者及び団体（以下「構成団体」という。）の代表者で構成し、前条に掲げる事業とともに、それぞれの団体として、樹氷復活に向け自らの取組みを積極的に行うものとする。

### (会長等)

**第6条** 県民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は山形県知事とし、副会長は山形市長、上山市長、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構理事長、及び公益社団法人山形県観光物産協会会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (アドバイザー)

**第7条** 県民会議に、会長の求めに応じ助言を行うアドバイザーを置くことができる。

### (オブザーバー)

**第8条** 県民会議に、会長の求めに応じ意見を述べるオブザーバーを置くことができる。

### (報道機関の協力)

**第9条** 県民会議は、設立の趣旨に賛同する報道機関の協力を得て、県民への普及啓発や県内外への情報の発信を行うものとする。

### (サポーター)

**第10条** 県民会議は、設立の趣旨に賛同し、樹氷復活に自発的に取り組む又は取組みを支援する企業・団体・個人等を募り、県民会議サポーターとして登録するものとする。

### (会議)

**第11条** 県民会議の会議は定例会とし、年1回、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議及び会議議事録は、公開する。

### (ワーキンググループ)

**第12条** 県民会議に、オオシラビソ林再生に向けた試験及び研究や、樹氷復活に向けた具体的な取組みの検討及び立案等を行うため、次に掲げるワーキンググループを置く。

- (1) 技術検討ワーキングチーム
- (2) 情報発信・次世代継承ワーキングチーム
- (3) 自然再生協議会ワーキングチーム

- 2 前項に掲げるワーキンググループの構成は別に定め、前項第3号に掲げるワーキンググループの構成員は各構成団体が推薦する者とする。
- 3 ワーキンググループの事務局は、県環境エネルギー部みどり自然課とする。

(庶務)

**第13条** 県民会議の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。

- 2 事務局は、山形県環境エネルギー部みどり自然課、同観光文化スポーツ部観光交流拡大課、同農林水産部森林ノミクス推進課、同森林研究研修センター、同教育局教育政策課、及び公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部で構成する。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、山形県環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

## 樹氷復活県民会議（自然再生協議会）の構成

### ● 有識者及び構成団体

有識者	東北農林専門職大学森林業経営学科 教授 大久保 達弘 山形大学 蔵王樹氷火山総合研究会 副所長（山形大学 名誉教授） 柳澤 文孝 山形大学 農山村リジエネレーション共創研究センター 教授（山形大学 名誉教授） 林田 光祐 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長 山中 高史
地元関係団体	公益社団法人山形県観光物産協会 やまがた観光キャンペーン推進協議会 一般社団法人山形市観光協会 蔵王温泉観光協会 ※ <b>蔵王坊平観光協議会 ※</b> 一般社団法人上山市観光物産協会 一般社団法人山形県経営者協会 山形経済同友会 山形県商工会議所連合会 山形県商工会連合会 山形県中小企業団体中央会 一般社団法人山形県銀行協会 蔵王索道協会 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構 山形県緑の少年団連盟
行政機関	環境省（オブザーバー） 林野庁（オブザーバー） 山形県 山形市 ※ 上山市 ※ 山形県市長会 山形県町村会

※印は地域住民の役割を兼ねている

### ● 在形報道機関

## 「樹氷復活県民会議」設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置の目的)	(設置の目的)
第1条 蔵王の樹氷は、非常に特異な自然現象であり、世界的にも希少で貴重な自然景観であるとともに、本県の冬のシンボルとして、海外でも広く知られる重要な観光資源となっている。その景観を将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、東北森林管理局が行うオオシラビソ林再生に向けた取組みへの支援に加え、県民が自然環境の大切さを考え、自らその保全に貢献するとともに、行政機関・企業・団体の協力を促し、持続可能な社会の実現に向けた機運の醸成を図ることで、蔵王連峰の特徴的な植生であるオオシラビソ林を再生し、ひいては県民の宝である樹氷の景観を復活させることを目的として、「樹氷復活県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。	第1条 蔵王の樹氷は、非常に特異な自然現象であり、世界的にも希少で貴重な自然景観であるとともに、本県の冬のシンボルとして、海外でも広く知られる重要な観光資源となっている。その景観を将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、東北森林管理局が行うオオシラビソ林再生に向けた取組みへの支援に加え、県民が自然環境の大切さを考え、自らその保全に貢献するとともに、行政機関・企業・団体の協力を促し、持続可能な社会の実現に向けた機運の醸成を図ることで、蔵王連峰の特徴的な植生であるオオシラビソ林を再生し、ひいては県民の宝である樹氷の景観を復活させることを目的として、「樹氷復活県民会議」（以下「県民会議」という。）を設置する。
(事業)	(自然再生協議会)
第2条 県民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。	第2条 県民会議は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条第1項に規定する自然再生協議会とし、同法第8条第2項の規定により次の事務を行う。
(1) 国定公園特別保護地区における植生の復元の支援に関すること。	(1) 自然再生全体構想の作成・改定
(2) オオシラビソ林の保全と再生に向けた調査研究への協力に関すること。	(2) 自然再生事業の実施計画案の協議
(3) オオシラビソ林の保全と再生に向けた林野庁東北森林管理局との連携強化に関するこ	(3) 自然再生事業の実施に係る調整
と。	(4) その他必要な事項
(4) 県民への普及啓発、県（国）内外への情報の発信（環境・観光）に関するこ	(対象区域)
と。	第3条 自然再生の対象区域は蔵王国定公園とす
(5) SDGsに向けた取組みとして企業・団	る。
(事業)	(事業)
第4条 県民会議は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。	第4条 県民会議は、第1条の目的を達成するため
(1) 蔵王国定公園特別保護地区における植生の復元の支援に関すること。	に次に掲げる事業を行う。
(2) オオシラビソ林の保全と再生に向けた調査研究への協力に関するこ	(1) 蔵王国定公園特別保護地区における植生の復元の支援に関すること。
と。	(2) オオシラビソ林の保全と再生に向けた調査研究への協力に関するこ
(3) オオシラビソ林の保全と再生に向けた林野庁東北森林管理局との連携強化に関するこ	(3) オオシラビソ林の保全と再生に向けた林野庁東北森林管理局との連携強化に関するこ
と。	と。
(4) 県民への普及啓発、県（国）内外への情報の発信（環境・観光）に関するこ	(4) 県民への普及啓発、県（国）内外への情報の発信（環境・観光）に関するこ
と。	と。
(5) SDGsに向けた取組みとして企業・団	(5) SDGsに向けた取組みとして企業・団

<p>体・個人サポーターの参画呼びかけに関するこ と。</p>	<p>体・個人サポーターの参画呼びかけに関するこ と。</p>
<p>(6) 次世代（子どもたち）への継承機会の確 保に関するこ</p>	<p>(6) 次世代（子どもたち）への継承機会の確 保に関するこ</p>
<p><u>(7) その他、この会議の目的遂行のため必要 なことに関するこ</u></p>	<p><u>(7) その他、この会議の目的遂行のため必要 なことに関するこ</u></p>
<p>（組織）</p>	<p>（組織）</p>
<p><u>第3条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する別表 に掲げる団体（以下「構成団体」という。）の 代表者で構成し、前条に掲げる事業とともに、 それぞれの団体として、樹氷復活に向け自らの 取組みを積極的に行うものとする。</u></p>	<p><u>第5条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する別表 に掲げる有識者及び団体（以下「構成団体」と いう。）の代表者で構成し、前条に掲げる事業 とともに、それぞれの団体として、樹氷復活に 向け自らの取組みを積極的に行うものとする。</u></p>
<p>（会長等）</p>	<p>（会長等）</p>
<p><u>第4条 県民会議に会長及び副会長を置く。</u></p>	<p><u>第6条 県民会議に会長及び副会長を置く。</u></p>
<p>2 会長は山形県知事とし、副会長は山形市長、上 山市長、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機 構事長、及び公益社団法人山形県観光物産協会会 長をもって充てる。</p>	<p>2 会長は山形県知事とし、副会長は山形市長、上 山市長、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機 構事長、及び公益社団法人山形県観光物産協会会 長をもって充てる。</p>
<p>3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。</p>	<p>3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。</p>
<p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき は、その職務を代理する。</p>	<p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき は、その職務を代理する。</p>
<p>（アドバイザー）</p>	<p>（アドバイザー）</p>
<p><u>第5条 県民会議に、会長の求めに応じ助言を行 うアドバイザーを置くことができる。</u></p>	<p><u>第7条 県民会議に、会長の求めに応じ助言を行 うアドバイザーを置くことができる。</u></p>
<p>（オブザーバー）</p>	<p>（オブザーバー）</p>
<p><u>第6条 県民会議に、会長の求めに応じ意見を述 べるオブザーバーを置くことができる。</u></p>	<p><u>第8条 県民会議に、会長の求めに応じ意見を述 べるオブザーバーを置くことができる。</u></p>
<p>（報道機関の協力）</p>	<p>（報道機関の協力）</p>
<p><u>第7条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する報道 機関の協力を得て、県民への普及啓発や県内外 への情報の発信を行うものとする。</u></p>	<p><u>第9条 県民会議は、設立の趣旨に賛同する報道 機関の協力を得て、県民への普及啓発や県内外 への情報の発信を行うものとする。</u></p>
<p>（サポーター）</p>	<p>（サポーター）</p>
<p><u>第8条 県民会議は、設立の趣旨に賛同し、樹氷 復活に自発的に取り組む又は取組みを支援する 企業・団体・個人等を募り、県民会議サポーター として登録するものとする。</u></p>	<p><u>第10条 県民会議は、設立の趣旨に賛同し、樹氷 復活に自発的に取り組む又は取組みを支援する 企業・団体・個人等を募り、県民会議サポーター として登録するものとする。</u></p>
<p>（会議）</p>	<p>（会議）</p>
<p><u>第9条 県民会議の会議は定例会とし、年1回、会 長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p><u>第11条 県民会議の会議は定例会とし、年1回、会 長が招集し、その議長となる。</u></p>
<p>2 会長は、必要があると認めるときは、会議に 構成員以外の者の出席を求めることができる。</p>	<p>2 会長は、必要があると認めるときは、会議に 構成員以外の者の出席を求めることができる。</p>
<p>3 会議及び会議議事録は、公開する。</p>	<p>3 会議及び会議議事録は、公開する。</p>

(ワーキンググループ)	(ワーキンググループ)
<p><u>第10条</u> 県民会議に、オオシラビソ林再生に向けた試験及び研究や、樹氷復活に向けた具体的な取組みの検討及び立案等を行うため、<u>「技術検討ワーキングチーム」並びに「情報発信・次世代継承ワーキングチーム」からなるワーキンググループを置く。</u></p>	<p>第12条 県民会議に、オオシラビソ林再生に向けた試験及び研究や、樹氷復活に向けた具体的な取組みの検討及び立案等を行うため、<u>次に掲げるワーキンググループを置く。</u></p>
2 <u>ワーキングチームの構成は別に定める。</u>	<p>(1) <u>技術検討ワーキングチーム</u>            (2) <u>情報発信・次世代継承ワーキングチーム</u>            (3) <u>自然再生協議会ワーキングチーム</u></p>
3 ワーキンググループの事務局は、県環境エネルギー部みどり自然課とする。	<p>2 <u>前項に掲げるワーキンググループの構成は別に定め、前項第3号に掲げるワーキンググループの構成員は各構成団体が推薦する者とする。</u></p>
(庶務)	<p>3 ワーキンググループの事務局は、県環境エネルギー部みどり自然課とする。</p>
<p><u>第11条</u> 県民会議の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。</p> <p>2 事務局は、山形県環境エネルギー部みどり自然課、同観光文化スポーツ部観光復活推進課、同農林水産部森林ノミクス推進課、同森林研究研修センター、同教育局教育政策課、及び公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部で構成する。</p>	<p><u>第13条</u> 県民会議の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。</p> <p>2 事務局は、山形県環境エネルギー部みどり自然課、同観光文化スポーツ部観光交流拡大課、同農林水産部森林ノミクス推進課、同森林研究研修センター、同教育局教育政策課、及び公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部で構成する。</p>
(その他)	<p>(その他)</p>
<p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、山形県環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。</p>	<p><u>第14条</u> この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、山形県環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。</p>

## 「樹氷復活県民会議」ワーキングチーム設置要綱

### (ワーキングチーム)

**第1条** 「樹氷復活県民会議」設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、「技術検討ワーキングチーム」、「情報発信・次世代継承ワーキングチーム」及び「自然再生協議会ワーキングチーム」を設置する。

### (所管事項)

**第2条** 各ワーキングチームは、次に掲げる事業を行う。

「技術検討ワーキングチーム」：設置要綱第4条第1項第1号から第3号に掲げる事業

「情報発信・次世代継承ワーキングチーム」：設置要綱第4条第1項第4号から第6号に

掲げる事業

「自然再生協議会ワーキングチーム」：設置要綱第4条第1項第7号に掲げる事業

### (組織等)

**第3条** ワーキングチームは、別紙の構成機関及び構成員をもって組織する。

- 2 ワーキングチームには、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 技術検討ワーキングチーム及び情報発信・次世代継承ワーキングチームのチームリーダーは山形県環境エネルギー部みどり自然課長とする。
- 4 自然再生協議会ワーキングチームにチームリーダー及び副チームリーダーを置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 招集は、チームリーダーが行う。

### (その他)

**第4条** この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、山形県環境エネルギー部みどり自然課が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

### 【技術検討ワーキングチーム 構成機関】

- ・ 山形県環境エネルギー部みどり自然課
- ・ 山形県農林水産部森林ノミクス推進課
- ・ 山形県農林水産部森林研究研修センター
- ・ 山形市農林部森林整備課
- ・ 上山市農林夢づくり課
- ・ 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部
- ・ 林野庁東北森林管理局山形森林管理署（オブザーバー）

### 【情報発信・次世代継承ワーキングチーム 構成機関】

- ・ 山形県環境エネルギー部みどり自然課
- ・ **山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課**
- ・ 山形県教育委員会（教育局教育政策課）
- ・ 山形市環境部環境課
- ・ 山形市商工観光部観光戦略課
- ・ 山形市教育委員会（学校教育課）
- ・ 上山市市民生活課
- ・ 上山市観光・ブランド推進課
- ・ 上山市教育委員会
- ・ 公益社団法人山形県観光物産協会
- ・ 一般社団法人山形市観光協会
- ・ 蔵王温泉観光協会
- ・ 一般社団法人上山市観光物産協会
- ・ 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構緑化推進部
- ・ 山形県緑の少年団連盟
- ・ 在形報道機関
- ・ 林野庁東北森林管理局山形森林管理署（オブザーバー）

## 自然再生協議会ワーキングチーム 構成員

構成団体		構成員
有識者	東北農林専門職大学森林業経営学科 教授	大久保 達弘
	山形大学 蔵王樹氷火山総合研究会 副所長（山形大学 名誉教授）	柳澤 文孝
	山形大学 農山村リジエネレーション共創研究センター 教授（山形大学 名誉教授）	林田 光祐
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 森林生態研究グループ長	齋藤 智之
地元関係団体	公益社団法人山形県観光物産協会	
	一般社団法人山形市観光協会	
	蔵王温泉観光協会 ※	
	蔵王坊平観光協議会 ※	
	一般社団法人上山市観光物産協会	
	蔵王索道協会	
地域住民	公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構	
	山形市推薦	
	山形市推薦	
	上山市推薦	
行政機関	環境省（オブザーバー）	
	林野庁（オブザーバー）	
	山形県環境エネルギー部みどり自然課	
	山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課	
	山形県農林水産部森林ノミクス推進課	
	山形県農林水産部森林研究研修センター	
	山形県教育委員会（教育局教育政策課）	
	山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形市農林部森林整備課	
	山形市環境部環境課	
	山形市商工観光部観光戦略課	
	山形市教育委員会	
	上山市農林夢づくり課	
	上山市市民生活課	
	上山市観光・ブランド推進課	
	上山市教育委員会	

※印は地域住民を兼ねる